

信 託 財 産 状 況 報 告 書

2025年 3月31日 現在

[貸借対照表]
1. 資産の部

2. 負債・元本等の部 (単位：円)

科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)	科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)
銀行勘定貸	638,205,552	618,768,400	仮受金	223,830	616,392
			信託元本 (金銭)	637,981,722	618,152,008
合計	638,205,552	618,768,400	合計	638,205,552	618,768,400

銀行勘定貸平均残高 629,148,966
適用利率 0.201000

[損益計算書]
前計算期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
当計算期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日)

3. 費用の部 4. 収益の部 (単位：円)

科 目	前計算期間	当計算期間	科 目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	3,442	3,210	銀行勘定貸利息	238,918	630,553
当期信託利益金	235,476	627,343			
合計	238,918	630,553	合計	238,918	630,553

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2024年10月 1日～2025年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2024年10月 1日 ～ 2025年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信 託 財 産 状 況 報 告 書

2025年 3月31日 現在

[貸借対照表]
1. 資産の部

2. 負債・元本等の部 (単位：円)

科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)	科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)
銀行勘定貸	46,590,586	46,633,558	仮受金	17,169	46,459
			信託元本 (金銭)	46,573,417	46,587,099
合計	46,590,586	46,633,558	合計	46,590,586	46,633,558

銀行勘定貸平均残高 46,587,354
適用利率 0.201000

[損益計算書]
前計算期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
当計算期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日)

3. 費用の部 4. 収益の部 (単位：円)

科 目	前計算期間	当計算期間	科 目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	245	232	銀行勘定貸利息	17,414	46,691
当期信託利益金	17,169	46,459			
合計	17,414	46,691	合計	17,414	46,691

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2024年10月 1日～2025年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2024年10月 1日 ～ 2025年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信 託 財 産 状 況 報 告 書

2025年 3月31日 現在

[貸借対照表]
1. 資産の部

2. 負債・元本等の部 (単位：円)

科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)	科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)
銀行勘定貸	7,070,424,138	6,989,542,157	仮受金	2,365,126	6,861,694
			信託元本 (金銭)	7,068,059,012	6,982,680,463
合計	7,070,424,138	6,989,542,157	合計	7,070,424,138	6,989,542,157

銀行勘定貸平均残高 7,020,905,596
適用利率 0.201000

[損益計算書]
前計算期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
当計算期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日)

3. 費用の部 4. 収益の部 (単位：円)

科 目	前計算期間	当計算期間	科 目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	35,871	36,003	銀行勘定貸利息	2,450,102	7,036,608
当期信託利益金	2,414,231	7,000,605			
合計	2,450,102	7,036,608	合計	2,450,102	7,036,608

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2024年10月 1日～2025年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2024年10月 1日 ～ 2025年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信 託 財 産 状 況 報 告 書

2025年 3月31日 現在

[貸借対照表]
1. 資産の部

2. 負債・元本等の部 (単位：円)

科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)	科 目	前計算期間末	当計算期間末 (2025年 3月31日現在)
銀行勘定貸	283,709,422	238,152,205	仮受金	97,212	266,861
			信託元本 (金銭)	283,612,210	237,885,344
合計	283,709,422	238,152,205	合計	283,709,422	238,152,205

銀行勘定貸平均残高 278,134,812
適用利率 0.201000

[損益計算書]
前計算期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
当計算期間 (自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日)

3. 費用の部 4. 収益の部 (単位：円)

科 目	前計算期間	当計算期間	科 目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	1,471	1,406	銀行勘定貸利息	102,289	278,755
当期信託利益金	100,818	277,349			
合計	102,289	278,755	合計	102,289	278,755

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2024年10月 1日～2025年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2024年10月 1日 ～ 2025年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません